

## ↳ 国税を滞納すると

**Q** : 税金を滞納するとどうなりますか？

**A** : 延滞税が課せられます。督促や滞納処分を受ける場合もあります。

### 【解説】

国税を納付期限までに納めないと、延滞税がかかります。延滞税の割合は、次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2ヶ月を経過する日まで・・・年7.3%と前年の11月30日の公定歩合+4%のいずれか低い割合(平成17年度は4.1%)
- ② 納期限の翌日から2ヶ月を経過した日以後・・・年14.6%

また、納期限が過ぎても税金を完納しないときは、税務署から督促状が送付されます。

そして、督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までに税金が完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

滞納処分は、次の手続きによって行われます。

- ① 差押え  
督促状の送付を受けても税金を完納しない場合には、財産の差押えが行われます。財産の差押えをされるとその財産は処分することができなくなります。
- ② 公売  
差押えを受けてもなお税金を完納しない場合には、差押えられた財産が売却(公売)され、その売却代金が滞納税金に充当されます。財産が債権の場合は、直接取立てが行われます。

